

令和 5 年 9 月
茨城県土木部監理課建設業担当

令和 5 年度下半期（10 月～3 月）の経営事項審査について

令和 5 年度下半期の経営事項審査については、下記のとおり実施いたします。

1 主な変更点

審査完了票の取り扱いを、令和 5 年 3 月 31 日をもって終了いたしました。結果通知書を早くお求めの方は電子申請を御利用ください。

2 審査方法

(1) 書類の送付による審査

原則として、書類の送付（郵送等）又は電子申請による審査といたします。

(2) 対面審査

書類の送付が著しく困難な場合のみ、対面審査の申請が可能です。

希望される場合は、事前予約（希望日の 50 日前から 3 週間前まで受付）が必要です。

なお、対面審査に関する詳細は、別添「対面による経営事項審査の実施について」を御確認ください。

3 申請方法

(1) 書類の送付による申請

①必要書類

申請書及び確認資料となります。

従来の対面審査よりも、確認資料を簡素化しておりますので、**経営事項審査の手引き**を御確認ください。

②事前予約不要

書類が整い次第、発送してください。

③発送方法

ア 郵送等

- ・ 日本郵便等、信書の送付が可能な方法（レターパックは赤の封筒に限る。）を御利用ください。なお、郵便事故等による責任は負いかねますので、郵便による場合は極力、書留郵便等により発送してください。

※ 宅配便等の利用は、申請書類のうち「確認資料」のみ可能です。書類の量の都合で郵便物を分けて発送する場合は、別途発送している旨メモ書きを添付する等の対応をお願いします。

- ・ 封筒には「経営事項審査申請書在中」と記載してください。
- ・ 発送先：〒310-8555 水戸市笠原町978-6 監理課建設業担当

イ 持参

- ・ 監理課への持参による申請も受け付けます。
- ・ 郵送等の場合と同様に書類を作成して持参してください（受付時間：平日 9:00～11:30、13:00～16:30）。
- ・ なお、その場での審査は行いませんので、書類（申請書類及びチェックリスト）をお預かりし、郵送等による場合と同様の対応となります。

ウ 電子メール

- ・ 確認資料に限り、電子メールで提出していただくことができます。申請書については、「ア 郵送等」と同様に送付してください。
- ・ 表題（タイトル）を「経営事項審査＋業者名」とし、メール本文に、申請書をいつ送付（郵送等）したかを記載してください。
- ・ ファイルの整理方法については別表に示す「No.（申請書は番号）」毎に1ファイルとし、ファイル名も「No.（申請書は番号）＋提出書類名」としてください。
- ・ 電子メールの添付ファイルのファイル形式はPDFに限ります。
- ・ 容量が10MBを超える場合は、複数に分けて送信してください。なお、その場合は、分けて送信していることがわかるようにメール本文等でお知らせください。
- ・ 送り先のアドレスは (kanri4@pref.ibaraki.lg.jp) となります。

(2) 申請手数料について

収入証紙は、必ず申請書類に貼り付けてください。

収入証紙の販売場所は以下のURLで御案内しております。

<http://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

「茨城県 収入証紙」で検索すると検索結果の上位に表示されます。

4 審査完了後

(1) 結果通知

監理課で審査を終了した日（返却された技術職員名簿等に押印された受付印の日付）から概ね3週間後に申請者本人へ郵送します。

※電子申請の場合は、申請日から概ね3週間後に通知します。

(2) 公表停止の希望

（一財）建設業情報管理センターのホームページにおける公表停止については、従来と同様に受付します。書類の送付時に「経営事項審査の結果公表停止申請書」を同封してください。

5 経営事項審査の手引き

- ・ 県HP (https://kennsetugyou-ibaraki.jp/business_management_review/) に掲載しています。
- ・ 随時更新しておりますので、申請前に必ず御確認ください。
- ・ 審査基準日にかかわらず、最新の手引きを御確認の上、御申請ください。

6 留意事項

- ・ 補正や、確認事項の御連絡をさせていただく場合がありますので、申請書の連絡先には、必ず、日中連絡が取れる電話番号と担当者氏名を記載するようにしてください。
- ・ 結果通知書発送までに日数を要するため、有効期間や入札参加資格申請等の都合等を考慮して適切な時期に受審するようにしてください。
- ・ 事実と異なる申請や書類の偽造等を行ったことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出したことが明らかになった場合、30日以上の営業停止となる可能性があります。必ず責任者へ確認の上、申請してください。